別表七㈠付表一の表中「被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額（被合併法人等の最終の事業年度若しくは分割前事業年度の別表七㈠「５」又は当該法人の前期の別表七㈠「５」）」を「被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額（被合併法人等の最終の事業年度の別表七㈠「５」又は当該法人の前期の別表七㈠「５」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令（第３号において「平成22年旧令」という。）第113条第１項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）（同条第４項において準用する場合を含む。）」を削り、同第二号中「「被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額（被合併法人等の最終の事業年度若しくは分割前事業年度の別表七㈠「５」又は当該法人の前期の別表七㈠「５」）」を「(1)」に改め、同第三号及び第四号を削り、同第五号を同第三号とし、同表の記載要領に次の一号を加える。

「「被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額（被合併法人等の最終の事業年度の別表七㈠「５」又は当該法人の前期の別表七㈠「５」）」(1)」

４　対象法人が法第57条第３項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する被合併法人等であり、かつ、令第113条第１項第２号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された別表七㈠（当該支配関係事業年度開始の日の前日の属する事業年度が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表七の二付表一又は法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第33号）第１条の規定による改正前の別表七の二付表二のうち、当該被合併法人等に係るもの）の写しを添付すること。

別表七㈡の表中「所得金額差引計（別表四「41の①」）」を「所得金額差引計（別表四「39の①」）」に改め、同表の記載要領第四号を削り、同第五号を同第四号とし、同第六号を同第五号とする。

別表七㈢の表中「所得金額差引計（別表四「41の①」）－(7)」を「所得金額差引計（別表四「39の①」）－(7)」に改め、同表の記載要領第１号中「除く」を「除き、震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む」に改め、同第三号を削り、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とする。

別表七の二㈠の表中「連結欠損金額（別表四の二「52の①」）」を「連結欠損金額（別表四の二「56の①」）」に、「減算額（別表七の二付表二「19」の計」」を「減算額（別表七の二付表二「18」の計」」に、「更生欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表三「11」の合計）」を「更生欠損金の当（各連結法人の別表七「９」の合計）」に、「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の当期控除額（各連結法人の別表七の二付表三「23」の合計）」を「民事再生等評価換えが合の再生等欠損金の当（各連結法人の別表七「21」の合計）」に改め、同表の記載要領第１号中「繰越し）、」を「繰越し）又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。次号において「平成22年改正法」という。）第２条の

期控除額の二付表三

行われる場期控除額の二付表三

」